

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 仁優会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県瑞浪市樽上町一丁目19番地
- (3) 設立認可年月日 平成3年8月27日
- (4) 設立登記年月日 平成3年9月 9日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	土屋 鑑三	土屋歯科医院 管理者
理 事	土屋 純子	
同	土屋 鑑大	
監 事	西ヶ谷 博	
理 事	西ヶ谷 知子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人仁優会 土屋歯科医院	8200005008713 2131600369	岐阜県瑞浪市樽上町一丁目19番地	無床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年11月20日 令和5年度決算の決定

令和7年 2月12日 定款の変更

令和7年 9月20日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 仁優会
所在地 瑞浪市樽上町1丁目19番地

財 産 目 録
(令和 7年 9月 30日現在)
1. 資 産 額 362,819千円
2. 負 債 額 4,594千円
3. 純 資 産 額 358,225千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	319,346
B 固 定 資 産	43,473
C 資 産 合 計 (A+B)	362,819
D 負 債 合 計	4,594
E 純 資 産 (C-D)	358,225

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

上記のとおり相違ありません。
令和 7年11月21日

医療法人 仁優会
監 事 西ヶ谷 博

理事長 土屋 鑑三

様式26-1-4（旧法：診療所を開設する医療法人）

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 医療法人 仁優会
所在地 瑞浪市樽上町1丁目19番地

貸借対照表
(令和 7年 9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	319,346	I 流動負債	4,594
II 固定資産	43,473	II 固定負債	
1 有形固定資産	1,923	負債合計	4,594
2 無形固定資産	160	純資産の部	
3 その他の資産	41,390	科目	金額
		I 資本金	5,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	353,225
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	358,225
資産合計	362,819	負債・純資産合計	362,819

様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

※医療法人整理番号

法人名医療法人 仁優会

所在地 瑞浪市樽上町1丁目19番地

損 益 計 算 書

（自 令和 6年10月1日 至 令和 7年9月30日）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	146,476
2 事業費用	146,511
本来業務事業損失	△35
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△35
II 事業外収益	3,095
III 事業外費用	0
経常利益	3,060
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益等	3,060
法人税等	521
当期純利益	2,539

監事監査報告書

医療法人 仁優会
理事長 土屋鑑三 殿

私は、医療法人仁優会の令和⁶~~5~~年度会計年度（令和⁶5年10月1日から令和⁷6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （１）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月21日

医療法人 仁優会
監事 西ヶ谷 博